

現行の基本構想

1. 「コミュニティ活動の充実と支援」地域における区民の参加と交流を促進し、教育や福祉、環境や防災など、地域における協働と相互支援機能の強化を図ります。また、ボランティアや非営利団体などの市民活動との連携など多様な交流を含め、住みよい地域社会づくりを推進します。活動や施設に関する情報の提供の充実、リーダーの発掘と養成を積極的に進めるなど、支援体制の強化を図ります。

2. 「コミュニティ施設の充実と利用の促進」区民センターの整備を進めるとともに、学校を含めた各公共施設をコミュニティ活動の場としても有効に活用し、いつでもだれでも利用できる身近なコミュニティ施設の充実を図ります。また、民間の集会施設との協力関係を促進します。

3. 「青少年の健全育成」家庭、地域、学校の連携を密にして、青少年の生活と活動に対応した良好な地域環境の整備を図ります。特に、青少年の自主性、主体性をいかした、心と体の居場所づくりに努めます。

2 - 3 「ふれあい、参加、協働の推進」住みよい地域社会づくりを進めるため、地域における世代間の交流や外国人との交流など多様な交流を促進し、生活や文化の学習と継承を図ります。また、青少年の健全育成や福祉などに関わる地域の参加と交流を促進し、ボランティアや非営利団体などの市民活動との連携を含め、地域における相互支援の機能の強化を図ります。そのためには、リーダーの発掘と養成、情報の提供など、コミュニティ活動を支援するとともに、公共施設の有効活用を促進し、活動の場の拡大に努めます。

将来のあるべき姿

「新しい都市型コミュニティ」の中で、地域における連帯の意識が醸成され、コミュニティ活動を推進する人々により、参加型社会が形成され、地域の様々な課題が、区民・NPO・事業者と行政の様々な連携・協働および参画の助け合いにより改善・解決されている

現行の基本計画

(1) 「コミュニティ活動の充実」地域の課題を住民自らが考え、解決に向けて主体的に取り組むための協働のしくみづくりを推進します。

(2) 「コミュニティ活動への支援」交流と協働の場としての地域センターの機能の活性化、多様な担い手によるコミュニティ活動への支援を計画的に進めます。

(1) 「コミュニティ施設の整備」地域コミュニティの核となる施設として区民センターの整備を進めます。

(2) 「コミュニティ施設の利用促進」各施設に関する情報を適切に提供するなど、利便性の向上と新たな利用者層の拡大を図ります。

(1) 「青少年の健全育成」青少年の居場所づくりに向けて、既存の公共施設に対して、関係者との協議検討を行います。

取り組みの方向性

(1) 地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する
(3項目の提言)

(2) コミュニティ活動を充実させ、地域に根ざした自治をつくる
(9項目の提言)

(3) コミュニティ活動推進人材の育成と確保
(3項目の提言)

(4) コミュニティの活動拠点(施設面)の整備・拡充と利用の促進
(3項目の提言)

現行の実施計画

59NPOとの協働の環境づくりの推進【重点】【新規】

60地域協働事業への支援(公募ふれあい活動推進)
・町会・自治会等活性化への支援(一般事業)

61学校跡地を活用したひろばづくり【重点】【新規】

62地域センターの整備【重点】

第6分科会提言の譲れない具体的な項目

区は、情報伝達方法の改善を図り、幅広く地域市民活動団体によるネットワークを活用し、区民と協働して情報の共有・伝達方法を根本的に見直し、実施する。

区は、地域に根ざした自治をつくるために、「都市内分権」を推進し、「地区協議会活動推進費」の重点的な予算付けを行い、コミュニティ活動の活性化を促すことで、自主性と連帯性を強める新たな都市型コミュニティを構築する。

新たな都市型コミュニティの推進・活性化に寄与する「コミュニティ・プロデューサー」を区と区民が協働して発掘、育成する。

区は、コミュニティ活動が推進されるよう、小学校など公共のスペース、民間施設の有効利用(借り上げや家賃補助)などの活用環境整備を更に進める。

- 2 都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～

6 - 3 「地域を基盤にした区政の推進」新宿区は、区民が生活しているそれぞれの特性を尊重し、きめこまかな行政サービスを行うとともに、まちづくりを進める必要があります。そのために、区は地域における区民の創意を大切に、区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。また、地域の主体性を尊重し、可能なところから先導的にまちづくりの具体化を図ります。あわせて、関係組織や機関との協議と緊密な連絡調整を行い、地域からの様々な分野の事業や計画づくりや、地域における様々な相談・指導機能とサービスの提供システムの充実と改善を図っていきます。

(1) 「地域からの計画づくり」区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。

(2) 「地域における機能とサービスの充実」地域における様々な分野の事業や計画づくりを進めるとともに、サービスの充実を図ります。

135区民との協働による基本構想・基本計画づくり【重点】【新規】

136地区協議会の設立・運営【重点】【新規】